

大分県産業創造機構におけるハラスメント対策について

当機構では、利用者の皆様からのご意見、ご要望等について、これまでどおり丁寧にお話を伺い、必要な説明を行うなど、誠実な対応に努めてまいります。

一方、こうした対応を行ってもなお、同じ申出や要求が繰り返される場合や、職員に対する暴言、威嚇、過剰な要求、誹謗中傷など、社会通念上許容される範囲を超える言動が行われる場合には、カスタマーハラスメントとして、職員個人に対応を委ねることなく、組織として対応します。

必要に応じて対応を終了するほか、悪質な場合には、警察、弁護士等の関係機関と連携して対応することがあります。

なお、正当なご意見、ご要望、苦情等をカスタマーハラスメントとして取り扱うものではありません。

また、当機構では、利用者、取引先、採用活動に参加される方その他当機構と関わりのある方が、安心して当機構を利用し、又は関わることのできる環境づくりに努めています。

当機構との関わりの中でハラスメントに関する相談等がある場合は、下記の窓口までご連絡ください。

【相談窓口】

公益財団法人大分県産業創造機構

電話：097-533-0220

対応窓口：事務局長

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和8年10月1日

公益財団法人大分県産業創造機構

理事長 吉村 恭彰